

## 6 阿波連小学校いじめ防止基本方針

渡嘉敷村立阿波連小学校

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全てのあがりっ子が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができるよう校内・校外を問わず、いじめが行われないことを趣旨として、いじめの防止対策に全力を傾注する。

また、全てのあがりっ子がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観・無視・放置・隠蔽することがないように、指導を徹底する。そのため、いじめの防止対策を通して、「いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、あがりっ子一人一人が十分に理解できるように、全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、渡嘉敷村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の下、いじめの問題を根絶することをめざす。

#### (2) 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全てのあがりっ子に「いじめは決して許されない」ことを継続指導し、あがりっ子の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

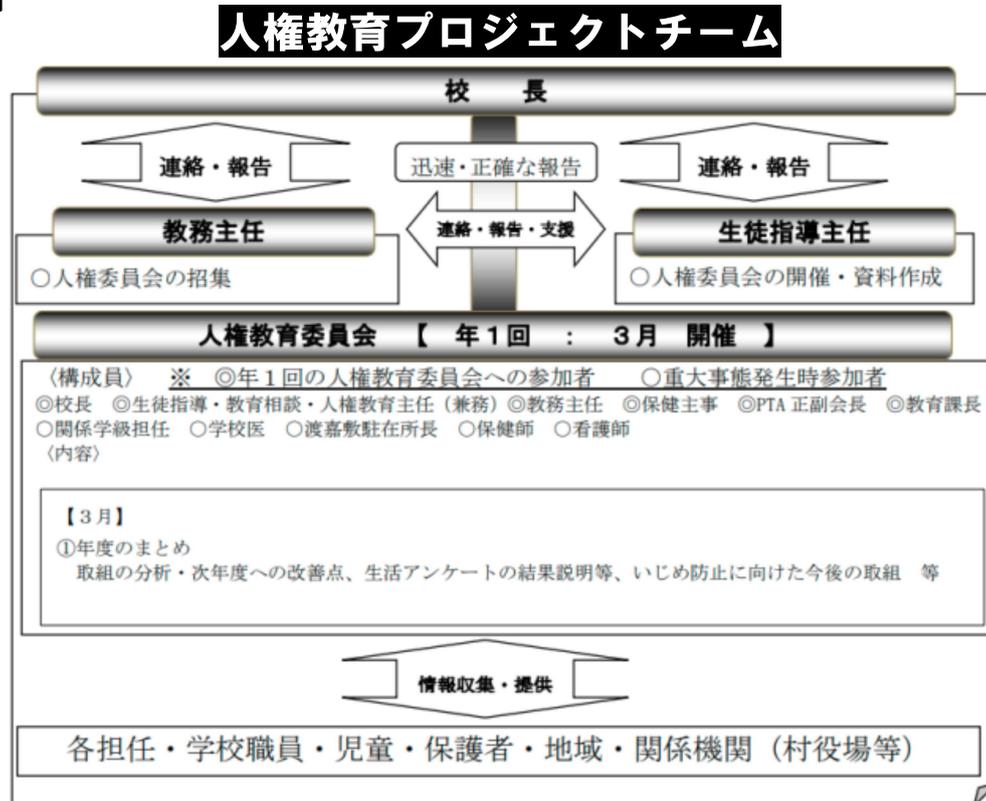
#### (3) いじめの防止等のための組織

① 阿波連小学校では、いじめ防止対策推進法第 22 条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」を踏まえ、「人権教育プロジェクトチーム」を置く。

② 「いじめをする」という行為が他人の生命を脅かす最も許されない人権侵害として、組織名を「人権教育プロジェクトチーム」とした。なお、組織のイメージを重くしないため、「いじめ防止」等の名称を避けたが、その趣旨は、いじめ防止対策に係る組織である。

③ 「人権教育プロジェクトチーム」は、年 1 回（3 月）人権教育委員会を、学校保健委員会の前に開催する。本基本方針の共通理解やいじめアンケート結果の説明、学校外の児童の様子、県・全国のいじめについての実態、いじめ防止に向けた今後の取り組み等を確認し合う。いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間、学校を余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」とし、緊急に人権教育委員会を開催する。

組織図



## 2. 「いじめの未然防止」について

### (1) 教職員

#### ① 校長

- ・学校教育目標2「だれとでも仲良く協力する子」の意味(具体的目標)について、職員朝会等をとって、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。

#### 「だれとでも仲良く協力する子」の具体的目標

- 自分のよさや友達のをよさを認めることのできるあがりっ子
  - グループ活動や縦割りの委員会活動を通して自分の役割を自覚し、協力して活動できるあがりっ子
  - 学級・学校のきまりを守り、だれとでも仲良く遊べるあがりっ子
  - 自他の生命を尊重し、思いやりのある行動のとれるあがりっ子
- ※学校教育目標の意味は、学校計画「学校教育目標の具現化」に明示

- ・校長講話や行事のあいさつ等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、心に響く体験活動などを推進し、計画的に取り組む。
- ・「ハナリ島遠泳」や「一輪車演技」等、あがりっ子が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に推進する。
- ・いじめの問題にあがりっ子自らが主体的に参加する取組を推進する。(いじめ撲滅宣言)
- ・学校だよりやホームページで、「いじめ対策防止推進法」及び「阿波連小学校いじめ防止基本方針」の啓発に努める。

#### ② 全教職員

- ・「いじめ対策防止推進法8条」(学校及び学校の教職員の責務)を踏まえ、教職員全体一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。

#### いじめ対策防止推進法8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ・日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

#### ③ 学級担任・教科担任

- ・一人一人を大切に「分かる授業」の充実に努める。

(理由) 児童が学校で過ごす時間の中で一番長いのは、授業時間である。教師は、授業が児童の苦痛になっていないか、ストレスを高めていないか、授業中に児童の不安不満が高められていないかを常に意識し、「分かる授業」の充実に努めることが重要である。テストの点数を上げるための授業改善ではなく、全てのあがりっ子が授業に参加できる、授業場面で「分かった」という喜びを味わえる授業を実践することにより、学力向上はもちろん、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

- ・個々の価値観等の理解(道徳、特別活動)
- ・道徳教育の充実(人権教育、情報モラル)
- ・正しい判断力の育成(道徳、特別活動)
- ・びかびか清掃や親子PTA作業等、奉仕的体験活動への積極的な取組

#### ④ 養護教諭

- ・学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
- ・研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。
- ・生命を脅かす危険な行為、遊び(プロレスごっこなど)について、保健集会等で児童に理解させる。
- ・生徒指導・教育相談・人権教育主任との調整の下、人権教育委員会を補佐する。

#### ⑤ 生徒指導・教育相談・人権教育主任(兼務)

- ・人権教育委員会を計画的に進める。
- ・いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

- ⑥ 研究主任  
・夏季休業中や冬期休業中に、いじめの問題にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

- ⑦ 平和教育主任・道徳教育推進リーダー  
・「戦争は人間として絶対に許されない」＝「いじめは人間として絶対に許されない」として、生命を脅かす「いじめ」が学校生活におけるあがりっ子一人一人の平和を奪う行為であることを、平和集会等で取り上げる。

- (2) あがりっ子  
・「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解する。  
・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。  
・自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。  
・携帯電話やインターネットのマナーを理解する。  
・善悪の判断が分かる  
・地域行事や体験活動に積極的に参加する。

- (3) 保護者(地域)  
・「いじめ対策防止推進法9条」(保護者の責務)の理解

**いじめ対策防止推進法9条**

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- ・自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
- ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
- ・日常生活の様々な機会を通し、善悪の判断の育成に努める。
- ・地域行事や体験活動への参加を促す。

### 3. 「早期発見」について

#### (1) 教職員

##### ① 校長

- ・日頃から、気軽に話せるようコミュニケーションづくりに努め、あがりっ子及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制の整備する。
- ・学校における教育相談が、あがりっ子の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。  
(点検方法 ア 授業参観 イ 教育相談週間時の参観 ウ 学校評価)

##### ② 全教職員

- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、あがりっ子が生活する場の異常の有無を確認する。
- ・日頃から、あがりっ子一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の生徒指導・教育相談連絡会で、全教職員に気になる表情、行動等を説明し、情報の共有化に努める。
- ・集団から離れて一人でいる児童への声かけに努める。
- ・個別面談や毎月のいじめアンケート調査による情報収集を行う。
- ・児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究を行う。

##### ③ 学級担任・教科担任

- ・日頃から、あがりっ子、その見守りや信頼関係を築けるよう児童理解に努め、あがりっ子が示す、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後のあがりっ子とのスキンシップや雑談の中などで、交友関係や悩みを把握できるようにし、共感的な態度で悩みを聞く。
- ・学期一回の教育相談週間及び家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
- ・悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。
- ・悩みや気になることがあったら、先生方を信じてアンケートや日記に書ける態度を育てる。

④ 養護教諭

- ・保健室を利用するあはりっ子、委員会活動を共にするあはりっ子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。

⑤ 生徒指導・教育相談・人権教育主任

- ・毎月のいじめアンケート調査や教育相談の実施等、全校体制で計画的に実践できるように努める。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について全教職員及び児童に周知する。

(2) あはりっ子

- ・悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- ・悩みや気になることがあったら、アンケートや日記に書ける態度を持つ。
- ・先生方や親にも言えない悩みがあったら、スクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口を利用できることを理解する。

(3) 保護者(地域)

① 保護者

- ・わが子の悩みや相談にしっかりと耳を傾け、気になることについては速やかに学校に連絡する。
- ・日常的・積極的な子どもとの会話に努める。
- ・日常的に、服装の汚れや乱れ、けがのチェックに努め、気になることがあれば、学級担任に連絡する。
- ・わが子の持ち物の紛失や増加に注意する。

② 地域

- ・地域での子どもの様子に変容が見られたら、「ワッター島のわらびんちゃー」の気持ちで、速やかに学校に知らせるようにする。

4. 「いじめに対する措置」について

(1) 情報を集める(全教職員)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ・あはりっ子や保護者から、「いじめではないか」との相談やうったえがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・教職員、あはりっ子、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。

ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。  
イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。(養護教諭)  
ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む(全教職員)

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

ア いじめられた児童やいじめた児童への対応(学級担任、養護教諭)  
イ その保護者への対応(校長、学級担任)  
ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無(校長、教務主任)